

令和7年度 景観審議会（第1回緑豊かな環境形成部会）

日時：令和7年8月12日（金）13:00～14:10

場所：兵庫県中央労働センター 1階小ホール
オンライン（webex）併用

1 出席者

委員定数9名中8名の出席があり、定足数に達していることから、部会は成立した。

2 議事録署名委員

工藤委員を指名した。

3 審議案件

南あわじ市における森を守る区域の開発行為の許可について【諮問】

4 審議の概要

緑条例の概要、計画概要について事務局から説明を行い、質疑応答を行った。

○事務局

議案説明（資料1、2について説明）

○委員

許可基準には、「貴重な植生が保全されるよう設計が定められていること」とあるが、今回の計画地に松以外に貴重な植生はないということか。

また、保全する松はさとの区域に存するが、この規定については、さとの地域でも適用されるのか。

○事務局

そのとおりである。

○委員

それから、既存松の本数が少ないため、補正するだけでなく、郷土樹種などを使用して復元したり、周辺の貴重な樹種へ配慮した樹種の選定をしたりすることは考

えているのか。

○事務局

植栽計画としては、新たに松だけでなく混色生垣等も植栽予定である。樹種の選定については、自然公園法の許可手続きの中で協議され、松及び海岸沿いの潮風等に強い樹種が選定され、周辺環境に配慮されている。

○委員

地元には、「慶野松原根上がり隊」という、慶野松林の保全活動団体が存在している。慶野松原は、松枯れが原因で年間数百本を伐採しており、この団体が慶野松原の松の実生を大きな松に育て、伐採した箇所にて育てた松を植林する活動を行っている。このように松原の遺伝子を持つ実生は存在する。

また、既存の松林は、自然樹形であることから、その形のいびつさが特徴である。最後に、樹種の選定に関して、新しく植える松が、センチュウ（線虫）が原因で松枯れの被害にあってしまうと、既存の松林に対して影響を与えられかねないため、黒松の樹種には、センチュウに強い抵抗性松を選定することが適切と考える。

○委員

露天駐車場の敷地は、過去に雑木が生えていたが現在は伐採し更地になっているという説明があった。雑木の中には松も自然に生える可能性も十分にあると思うが、伐採することは手続上、問題なかったのか。

○事務局

平成8年頃以前には、定期的な草刈等の手入れが行われていたが、草刈りがされなくなったために、様々な種類の雑草や、低木が繁茂した状態であった。その後、申請者が駐車場として取得する時点までに雑草等が取り除かれ現在の状況となっている。駐車場にする行為は、条例上開発行為には当たらないため規制対象にはならない。

○委員

樹木が伐採された際に自然公園法での規制はかかってないのか。

○事務局

自然公園法の許可の対象は工作物の設置であるため、使用することに規制がかかるわけではない。当時、手続きが行われたかの確認はできていないが、自然公園法に基づく規制対象となる樹木の伐採はなかったと思われる。

○委員

自然公園法における特別区域の手続きは別途並行して行っており、緑条例の対象ではないことを承知した。

○委員

設計説明書の「設計にあたって配慮した周辺の主要な展望箇所」において、「約5万本の淡路黒松が生い茂り」と書かれている。緑条例では植栽に関して樹木の制限や規定はなかったと思うが、元々の植生を大切にす観点から、この区域で淡路黒松を植栽することを考えられたい。不可能であれば、せめて黒松を植栽できないか。緑化計画の松の計画は淡路黒松を選定しようとしているのか事業者の考えを伺いたい。

○事務局

緑化計画平面図のA松が7メートルの黒松、B松が5メートルの黒松を植栽する計画としている。実際、7メートルや5メートルの淡路黒松の植木を植えることは不可能だと思われるが、事業者と協議したところ、「地元で黒松をつくっている業者があれば、地域のために地元の黒松を植栽することを検討していきたい」と聞いている。何らかの形で協力していただけると思う。

○委員

敷地外の話になるが、シロチドリが営巣する場所が近くに位置しているため保全が必要である。シロチドリは3月から7月にかけて営巣するが、ビーチクリーナーやカラスの影響によって卵が失われてしまうことを防ぐために、地元住民が保全活動をしている。よって、工事の資材を置かない等注意が必要である。

また、貴重な植物であるウンランも近隣に生育しているので、工事の影響が及ばないようにする必要がある。

地元で市民団体である「慶野松原根上がり隊」及び「淡路島ちどり隊」の2団体と情報交換をしながら事業を進めていく必要がある。これらを事業者へ伝えていただきたい。

○委員

遊歩道は開発完了後も使用可能か。

○事務局

遊歩道については、上部に渡り廊下が通るが、渡り廊下以外の工事は発生せず、現在と同じ状態で使用できる予定。ただし、危険性が伴うので工事中は迂回することになるが、迂回路については南あわじ市と協議をしており、影響が出ないように工事が行われると聞いている。

○委員

2団体が地域で活動されているとのことだが、遊歩道の工事についてもその団体と協議されてはいかがか。また、遊歩道を挟んで左右に敷地が分割されるので、敷地の内側に松を植えられることもあると思うが、それが遊歩道の質の向上のために役に立てばいいと考える。

また、景観の観点から遊歩道に面する駐車場の塀の素材はどのようなものか。

○事務局

今のところ塀を新設する計画は聞いていない。現況で遊歩道の区域界は淡路瓦を活用したモニュメントがあり明示されている。遊歩道部分はモニュメントも含めて、渡り廊下がかけられる以外の変更は行われたい。現況でも敷地と遊歩道の境界は分かるので、植栽をするということ以外に塀を新設する計画はされていない。

○委員

松について、新たに植える松が松くい虫の発生原因になりうる可能性がある。北側に群生する約5万本の松林に関しては、この対策として薬剤散布を行うなどして維持管理しているが、今回に関しては適切に管理されるか懸念がある。景観的に連続しているから黒松でいいということではなく、維持管理が可能であり、選択できるのであれば抵抗性のある松を推薦していただきたい。それが難しいのであれば、ウバメガシなどの違う種の方がいい可能性もあるので、事業者へ伝えていただきたい。

○事務局

今回の開発目的がホテルなので、定期的に造園者により手入れされるものと考え。その際に殺虫剤などを使用して管理をするようお願いする。

○委員

答申案については「審議の結果適当と認めます」とされているが、本日の審議の中で委員からいただいた意見で黒松の育成状況、松くい虫、維持管理に関する部分、工事を含めて周辺生体への配慮については特に事業者へ留意していただきたい部分のため答申及び許可通知とは別に留意事項として示すことについて事務局の意見を伺いたい。

○事務局

留意事項として事業者へ示したいと考える。

○委員

それでは、本案につきまして、答申としては適当と認めるということで、ご承認いただいた上で、別途、留意事項については、事務局と部会長である私の方で一旦調整させていただきます。その後、委員の皆様にご確認いただいた上で、それを事業者にお伝えするというところで、お認めいただいでよろしいか。

—各委員異議なし—

以上

5 審議結果

留意事項（別添）

1 新たに植える樹木等の適切な維持管理

新たに植える松が、松くい虫の発生原因になりうる可能性があるため、敷地北側に存する慶野松原にその被害の影響がないよう、定期的に薬剤を散布する等、適切に管理すること。

2 周辺の生態系への配慮について

周辺の貴重な生態系（シロチドリ、ウンランなど）の生育への影響を避けるよう、工事及び開発完了後の維持管理には十分に配慮すること。